

2 長薬発第 480 号  
令和 2 年 8 月 12 日

地域薬剤師会長 様  
同 薬局部会長 様  
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会  
会長 日野 寛明

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うモダフィニル製剤  
(モディオダール錠100mg) の経過措置期間の延長について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、留意事項通知に規定する医師の登録の事務手続き等に遅延が生じていることから、モダフィニル製剤（モディオダール錠100mg）について、承認条件を変更し、経過措置期間を延長することとされました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日薬情発第61号  
令和2年8月12日

都道府県薬剤師会会長殿

日本薬剤師会  
会長 山本 信夫  
(会長印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うモダフィニル製剤  
(モディオダール錠 100mg)の経過措置期間の延長について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



薬生総発 0730 第 3 号  
薬生薬審発 0730 第 11 号  
薬生安発 0730 第 3 号  
薬生監麻発 0730 第 12 号  
令和 2 年 7 月 30 日

公益社団法人日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長



厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長



厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長



厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長



新型コロナウイルス感染症の影響に伴うモダフィニル製剤  
(モディオダール錠 100mg) の経過措置期間の延長について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等の衛生主管部（局）長宛て通知を  
出しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願ひします。



薬生総発 0730 第 1 号  
薬生薬審発 0730 第 9 号  
薬生安発 0730 第 1 号  
薬生監麻発 0730 第 10 号  
令和 2 年 7 月 30 日

各  
都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区  
衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
（公 印 省 略）  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うモダフィニル製剤  
（モディオダール錠 100mg）の経過措置期間の延長について

モダフィニル製剤の使用については、「モダフィニル製剤（モディオダール錠 100mg）の使用に当たっての留意事項について」（令和 2 年 2 月 21 日付け薬生総発 0221 第 1 号、薬生薬審発 0221 第 5 号、薬生安発 0221 第 1 号、薬生監麻発 0221 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「留意事項通知」という。）により示してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、留意事項通知に規定する医師の登録の事務手続き等に遅延が生じていることから、モダフィニル製剤（モディオダール錠 100mg）について、承認条件を別紙のとおり変更し、経過措置期間を延長することとしたので、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知願います。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。

別紙

承認条件について

本剤の承認条件を以下のとおり変更した。

【承認条件】

新	旧
1. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。	1. 医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
2. 特発性過眠症について、国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤の使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。	2. 特発性過眠症について、国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤の使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。
3. 本剤が、睡眠障害の診断、治療に精通した医師・医療機関のもとでのみ処方されるとともに、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。なお、令和3年3月31日までは従前の例によることができる。	3. 本剤が、睡眠障害の診断、治療に精通した医師・医療機関のもとでのみ処方されるとともに、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。なお、令和2年8月31日までは従前の例によることができる。